

平成19年(ワ)第3805号事件

原告 大正健二

被告 山下恒生外1名

## 準備書面 4

平成19年10月3日

大阪地方裁判所 第5民事部単独4係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 佐藤裕己

1. (1) 被告らが配布したピラ及び被告らが運営するホームページに記載された事実のうち、原告に対する名誉毀損行為に該当する事実は概ね以下の通り分析される。

- ① 大正弁護士は団交の委任を受けていなかった。
- ② (団交の委任を受けていなかった)ので、明らかに弁護士法に違反している
- ③ (弁護士法に違反している)ので、組合は兵庫県弁護士会に懲戒請求を行った。兵庫県弁護士会の綱紀委員会に事案の調査が求められ、審査が始まります。

(2) すなわち①において「団交の委任を受けていない弁護士」と決めつけ、次に②において上記事実があたかも「明らかに弁護士法に違反」するかの如く記載し、「弁護士法違反の弁護士」というマイナスイメージのレッテルを貼りつけたものである。

当時国会議員でもある大阪弁護士会所属の某弁護士の弁護士法違反の刑事事件が世間一般に知れ渡っており、「弁護士法違反の弁護士」として、上記某弁護士と同一視するようなレッテル貼りをしたものである。

さらに③において、上記某弁護士の場合もそうであるが、最近弁護士に対する弁護士会に対する懲戒請求が世間一般に知られるようになり、「弁護士法違反の弁護士」に対して「懲戒請求を行った」と記載することによって、あたかも被告らの①、②の事実が真実、正当であり、原告の行為が弁護士法に違反する違法なものとして懲戒処分の対象となるものであるという悪印象を決定付けたものである。

2. 弁護士に対する懲戒は、その弁護士が弁護士法や弁護士会規則に違反するという弁護士としてあるまじき行為を行ったことを意味するのであって、弁護士としての社氣的信用を根底から覆しかねないものであるだけに、懲戒事由に該当しない事由に基づくものであっても、懲戒請求がなされたという事実が第三者に知れるだけでも、その請求を受けた弁護士の業務上の信用や社会的信用に大きな影響を与えるおそれがあるのである。このように懲戒請求がなされることによる影響が非常に大きいところから、虚偽の事由に基いて懲戒請求をなした場合には、虚偽告訴罪（刑法172条）に該当すると解されている。

弁護士に対して懲戒請求がなされると、その請求を受けた弁護士会では、綱紀委員会において調査が開始されるが、被請求者たる弁護士は、その請求が全く根拠のないものであっても、それに対する反論や反証活動のために相当なエネルギーを割かれるとともに、たとえ根拠のない懲戒請求であっても、請求がなされた事実が外部に知られた場合には、それにより生じ得る誤解を解くためにも、相当のエネルギーを投じざるを得なくなり、それだけでも相当の負担となる。それに加えて、弁護士会に対して懲戒請求がなされて綱紀委員会の調査に付されると、その日以降、被請求者たる当該弁護士は、その手続が終了するまで、他の弁護士会への登録換え又は登録取消しの請求をすることができないと解されており（平成15年法律第128号による改正前の弁護士法63条1項。現行法では、同62条1項）、その結果、その手続が係属

している限りは、公務員への転職を希望する弁護士は、他の要件を満たしていても弁護士登録を取り消すことができないことから転職することができず、また、弁護士業務の新たな展開を図るべく、地方にて勤務しあるいは開業している弁護士は、東京や大阪等での勤務や開業を目指し、あるいは大都市から故郷に戻って業務を開始するべく、登録換えを請求することもできないのであって、弁護士の身分に対して重大な制約が課せられることとなるのである。

弁護士に対して懲戒請求がなされることにより、上記のとおり被請求者たる弁護士の身分に非常に大きな制約が課され、また被請求者は、その反論のために相当な時間を割くことを強いられるとともに精神的にも大きな負担を生じることになることからして、懲戒請求をなす者は、その請求に際して被請求者に懲戒事由があることを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠について、調査、検討すべき義務を負うことは当然のことと言わなければはならない。(甲第26号証の最高裁判決の補足意見から引用)

3. 以上の通り、被告らは上記①、②、③の三段論法によって、あたかも被告ら側の主張が真実正当であり、原告が「弁護士法に違反する弁護士」であり、「品格が問われる弁護士」であり、「懲戒請求を受け弁護士会の綱紀委員会の調査、審査を受ける弁護士」であるというデタラメな事実を摘示し、原告の職務上の名誉、信用を著しく毀損したものである。